

報告第1号

豊川市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月13日提出

豊川市長 山 脇 実

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分をする。

平成31年3月29日

豊川市長 山 脇 実

豊川市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

豊川市長 山 脇 実

豊川市条例第17号

豊川市市税条例の一部を改正する条例

豊川市市税条例（昭和25年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第29条の7第1項中「第1号に掲げる寄附金」を「法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の6第1項中「によって」を「により」に、「法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第7条の7中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第18条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附

則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第64条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第18条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第64条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第18条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第64条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第18条第7項を同条第4項とする。

附則第19条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第29条の7の改正規定並びに附則第7条の6及び第7条の7の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 次項から第4項までに定めるものを除き、この条例による改正後の豊川市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の7及び附則第7条の7の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第29条の7第1項及び附則第7条の7の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第29条の7第1項	に規定する特例控除対象寄附金	に規定する特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
附則第7条の7	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は豊川市市税条例の一

		部を改正する条例（平成31年豊川市条例第17号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされている同条例による改正前の豊川市市税条例附則第7条の6第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
--	--	--

- 4 新条例附則第7条の6第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成31年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

参考資料 豊川市市税条例の一部を改正する条例の説明

条 項	規定事項	説 明
総 括		市税制度の適正化を図るため、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用に係る申告要件を廃止するとともに、所要の規定の整備を行うものである。
第 2 9 条の 7 第 1 項 第 2 項	寄附金税額控除	規定の整備
附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項 第 2 項 第 3 項	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除	個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用に係る申告要件を廃止するものとする。 この改正は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
附則第 7 条の 6 第 1 項 第 2 項 第 3 項	個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等	規定の整備
附則第 7 条の 7	個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等	規定の整備
附則第 1 8 条 第 1 項 第 2 項 第 3 項 第 4 項 第 5 項 第 6 項 第 7 項	軽自動車税の税率の特例	規定の整備

附則第 19 条 第 1 項	軽自動車税の 賦課徴収の特 例	規定の整備
-------------------	-----------------------	-------